

令和7年4月1日

入院時食事療養費に係る食事療養について

当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

【配膳時間】 朝 食 8時 00 分から

昼 食 12時 10 分から

夕 食 18時 00 分から

入院食事標準負担額

1食につき 510 円

※但し、次の1及び2に該当する場合には、以下の金額に減額されます。

1. 市町村民税非課税世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けており、

① 過去1年間の入院期間が90日以内の場合 1食 240 円

② " 90日を超えている場合 1食 190 円

2. 1の内、老齢福祉年金を受けている場合等 1食 110 円

※手術前の方に食事の代わりに経口補水液をお出しした場合 1本 200 円

その他ご不明な点は、1階会計窓口へお尋ね下さい。